



ワクチン接種は「災害」そのものです

ワクチン接種が開始して以降、死亡者が急増しています！

私は、平成27年の弁護士登録以来、子宮頸がんワクチンの薬害問題に取り組んできた弁護士として、令和3年7月30日に「新型コロナワクチンの中止」を求めて、国を相手取って「反ワクチン訴訟」（武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求訴訟）を東京地方裁判所に提起した弁護団の主任弁護士です。

反ワクチン訴訟は、1月13日に第2回口頭弁論期日が開かれました。しかし、提訴されてからすでに約半年が経過するのに、国はワクチンの有効性と安全性を示す証拠を一切提出せず、引き延ばしを図っています。ワクチンの有効性と安全性を示す証拠が出せないのは、かかる証拠が一切存在しないからに外なりません。

なお、第3回口頭弁論期日は、4月26日（火）午前11時30分に東京地方裁判所で予定されています。

ところで、新型コロナワクチンでは、ワクチン副作用疑いのある死者が全国で1,444人に達しました（令和4年1月21日に厚労省が発表したデータによる）。しかし、厚労省は「安全性において重大な懸念は認められないと評価された」「ワクチンとの因果関係があると結論づけられた死亡例は存在しない」と放言し、死亡例や後遺症例についてろくに調査や検証をしないまま3回目の接種に突入しました。

しかし、薬害の実態を調査しようとしないう厚労省といえども認めざるを得ないデータがあります。それは、厚労省が発表した人口動態統計（右下図）によると、ワクチン接種が開始した令和3年2月から死亡者が急増し、前年（令和2年）と比較すると死亡者数が5.2%増加しているのです。

そもそも、死亡者数が前年に比べて5%程度増加するというのは大規模災害があった年に起こりうることです。例えば、阪神・淡路大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）が発生した年は、それぞれ前年に比べて死亡者数が5%程度増加しています（平成7年は5.28%増、平成23年は4.68%増）。その原因は、災害による直接死（建物の倒壊、津波など）のほか、関連死（避難生活中の身体的負担による疾病の悪化など）があるからです。

では、なぜ、令和3年の死亡者数が前年に比べて5%も増加したのでしょうか？ コロナの感染状況は令和2年と令和3年でほとんど変わっていないはずですが。

違ったのは、令和3年に国民の大半がワクチンを接種したことだけです。すなわち、我が国では、令和3年2月17日からファイザー製のワクチン接種が始まりました。同年11月15日付け国立感染症研究所（NIID）の発表によると、同年11月5日時点の1回目接種率は77.8%、2回目接種完了率は73.1%でしたので、11月までに大半の国民がワクチンを接種していたことになります。

つまり、死亡者数が急増した原因は、疫学的・統計学的見地からすれば、ワクチン接種以外にあり得ないのです。換言すれば、医学的見地（その実は、製薬会社と癒着した医学者・医師による「御用医学的見地」）からすれば、ワクチン接種と死亡との因果関係を認められなくても、疫学的に見れば、ワクチン接種は阪神・淡路大震災や東日本大震災に勝とも劣らない「災害」なのであり、これこそが「殺人ワクチン」たる所以なのです。



地元・神戸市内での街頭演説
（灘区・水道筋商店街）

死亡者数の推移

	令和2年 2月～11月	令和3年 2月～11月	増減数
死亡者 (人)	1,118,737	1,177,419	+58,682 (+5.2%)

※出典 厚労省・人口動態統計（R4.1.25速報値）

【裏面に続く】

新型コロナに関する無料法律相談を実施しています！

弊所では、①ワクチン薬害（接種後の死亡・後遺症など）や、職場での②ワクチン・ハラスメント、③PCR 検査強要など、新型コロナに関する法律相談を実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

1 相談の概要

最近急増しているのは、職場での②ワクチン・ハラスメントのご相談です。例えば「ワクチンを受けないと雇止めにされそうだ」「閑職に配置転換させられそうだ」など、人事権の行使を背景に、接種への圧力が掛けられているのです。

現行の予防接種法では、ワクチンの「接種義務」はなく、あくまで「接種努力義務」にすぎません（9条1項）。つまり、自分が打たないと決めている限り接種を強制されることはなく、非接種を理由にいかなる差別、不利益を受けることはありません。最終的な解決方法として裁判手続（仮処分申立てなど）を執るべき場合があります、それが最も効果的な方法ですから、決して圧力に屈することなく、ご相談ください。

また、③PCR 検査強要の相談も相次いでいます。たまたま口の中にウイルスが入ったために、唾液を採って PCR 検査をして陽性になっても、感染者とは言えません。なぜなら、感染とは、ウイルスが鼻の粘膜等から体内に侵入しようとして免疫と戦い、それでも侵入して体内で増殖し、発熱などの症状が起きた状態を言うのです。厚労省（佐原康之医務技術統括管理官）も「PCR 検査で陽性判定は、ウイルス感染の証明ではない」と述べています（R2.12.2 参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会での答弁）。ですから、無症状の方が PCR 検査を受けることはお控えください。法律上、PCR 検査の受検義務はありませんし、業務命令で従業員に PCR 検査を強制することは違法です。

これに加え、①ワクチン薬害のご相談も増えてきました。例えば、接種して数時間～数日後に死亡した方のほか、接種後の後遺症としてヤコブ病、プリオン病など 100 万人に年間 1 人の確率で起こるような難病に罹った方が何人も確認されています。また、接種後長期間にわたり頭痛や発熱に苦しんでいる方もおられます。しかし、国や国政政党は、こうした薬害に苦しむ方々の小さな声を無視し続けているのであり、無惨至極と言うより外にありません。

2 病理解剖の必要性

また、ワクチン接種後に死亡した方のご遺族から「薬害裁判」に関するお問合せをいただくことがあります。

薬害裁判は、遺族にとって立証のハードルが高く、裁判を有利に戦うためには、火葬前に病理解剖を行い、死因となった臓器をホルマリン固定する証拠保全が必要です。

弊所では、ワクチン問題に真摯に取り組んでおられる医師、医学者の先生方と連携して、この証拠保全のためのスキームを構築しつつあります。すなわち、ファイザーやモデルナのワクチン（mRNA ワクチン）接種後に「スパイクたんぱく質」が形成され、これが臓器や血管を傷つけて心筋炎などのリスクを高めるのですが、この先生方は、死因となった臓器からスパイクたんぱく質を検出する技術をお持ちで、ご遺族の費用負担が抑えられるよう努めておられます。したがって、ワクチン副作用が疑われる時は、すぐに弊所に電話又はメールをください。お身内やお知り合いの無念を晴らすには、火葬前に勇気をもって行動することが必要なのです。

【反ワクチン運動基金へのご寄付のお願い】 私が代表を務める「反ワクチン運動基金」は、反ワクチン訴訟を含む「ワクチン中止」のための諸運動を支援する団体であり、運動をより一層推進させるため、当基金へのご寄付をお願い申し上げます。寄付のみを希望される方は、寄付金を下記口座に直接お振込みください。その他の詳細は、当基金の HP (<https://hanwakukikin.jp>) をご覧ください。

（振込先口座）みなと銀行・本店営業部・普通・1993061・反ワクチン運動基金

弁護士 木原功仁哉 37 歳

電話 06-6809-2562 E-mail info@kihara-law.jp
FACEBOOK <https://www.facebook.com/kiharakuniyalawfirm>
Twitter <https://twitter.com/kiharakuniya>

経歴 昭和 59 年神戸市生まれ、神戸市立御影北小学校、滝川中・高等学校、京都大学工学部物理工学科、大阪市立大学法科大学院各卒業、平成 27 年弁護士登録（東京弁護士会）、令和 2 年大阪弁護士会に登録換え、令和 3 年独立開業・反ワクチン訴訟を提起（主任弁護士）、同年 10 月執行の衆院選では「ワクチン中止」を掲げて兵庫 1 区から立候補し 7174 票（得票率 3.4%）を獲得
現在は、今年 7 月の参院選への立候補を目指して真正保守新党「祖国再生同盟」を結成し、代表に就任

毎週土曜日（11 時～14 時）、反ワクチン運動基金神戸事務所（神戸市灘区鹿ノ下通 2-4-14）で交流会を行っています。ぜひ遊びに来てください！

